

議第 64 号

平成31（令和元）年度 近江八幡市一般会計補正予算（第8号）

平成31（令和元）年度近江八幡市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和2年3月2日提出

近江八幡市長 小西 理

第1表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	1 農業費	担い手育成支援事業	34,699
6 農林水産業費	1 農業費	土地改良事業	185,169
6 農林水産業費	2 林業費	単独治山事業	2,530
8 土木費	2 道路橋りょう費	社会資本整備市道改良事業	52,522
8 土木費	4 都市計画費	新エネルギーパーク整備事業	448,680
8 土木費	5 住宅費	市営住宅計画営繕事業	11,281
10 教育費	2 小学校費	小学校施設整備事業	401,365
10 教育費	3 中学校費	中学校施設整備事業	119,378
10 教育費	4 幼稚園費	幼稚園施設整備事業	6,146
10 教育費	5 社会教育費	文化財保護事務事業	11,513
10 教育費	6 保健体育費	安土文芸の郷公園施設長寿命化整備事業	20,988
合 計			1,294,271

提案理由

農林水産業費、土木費及び教育費において、明許繰越が発生するため、翌年度に使用できる経費を繰越明許費として追加する。